

# 令和6年度 地球温暖化対策設備設置費補助金

地球温暖化対策に取り組む事業の一環として、市民の再生可能エネルギーの利用を積極的に支援するため、住宅用地球温暖化対策設備を設置する方を対象に、その費用の一部を補助金として交付するものです。

## ●補助対象設備・補助額

補助対象設備	補助額	
	5万円	10万円
①家庭用燃料電池システム	○	-
②電気自動車等充電設備(V2H)	○	-
③住宅用リチウムイオン蓄電システム	○	-
④一体型システム(太陽光発電・HEMS・蓄電システムの組合せ)	-	○

※①～④のいずれも、愛知県が実施の「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」の交付対象として指定された未使用の設備に限る。

※①～④の設備のうち、いずれか1点についてのみとし、1世帯につき1回の補助に限る。

## ●補助対象者(以下の各要件を満たす方)

- ①自らが居住または居住予定の市内の住宅に、未使用の設備を設置予定の方(既設の場合、対象外)または未使用の設備付属の住宅を購入後、市内に居住予定の方で、受付年度内に設備の使用開始ができる方
- ②過去、同設備に対して、本人または本人と同一世帯内で補助を受けていない方  
(ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数期間の規定による当該設備の使用期間が経過している場合、この限りではない)

## ●受付期間

4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

## ◎注意事項

- ※提出済みの書類は返却できません。必要な方は、提出前に控え(コピー)を取っておいてください。
- ※必ず受付年度内に設置完了させ、実績報告は早急に提出してください。万一、当該年度内に提出できない場合、補助は取り消しとさせていただきます。
- ※本年度の予算がなくなり次第、その時点で受付を打ち切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

問合せ 環境衛生課 ☎444・3132 FAX445・3856

## 虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子ども福祉課)または☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎485・5980(障がい福祉課)

高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は時間外窓口につながります)

※FAX番号 443・2571(共通)

※メールアドレス gyakubou@city.ama.lg.jp